

政府税制調査会海外調査報告（英国、フランス、ドイツ）

1. 日程等

(1) 日程

2022年6月19日（日）～29日（水）

(2) 出張者

吉村 政穂 委員
諸富 徹 特別委員

(3) 随行者

島貫 まどか 財務省主税局税制第一課課長補佐
安藤 毅 総務省自治税務局固定資産税課課長補佐
生田 真実 財務省主税局調査課外国調査第二係長

※ なお、随行者の役職は出張当時のものである。

(4) 訪問先

【英国】 財務省、歳入関税庁、雇用年金省、租税簡素化室
【フランス】 税制局、公共財政総局、連帯保健省、カデラス・マルタン公認会計士事務所・
監査法人
【ドイツ】 連邦財務省、EY 会計事務所

2. 調査概要

以下は、今回の調査において、

(1) 昨今の財政・税制を巡る動向

- 英国・フランス・ドイツにおける昨今の財政・税制を巡る動向

(2) 経済社会の構造変化を踏まえた対応

- 所得把握や税務手続の仕組みのデジタル化の進展
- シェアリング・エコノミー、ギグ・エコノミー、グローバル化の進展を踏まえた税制

について聴取した内容を、概要としてまとめたものである。

※ 以下は、今回の海外調査の訪問先において聴取した内容等を出張者の責任において取りまとめたものである。参考までに【】書きで訪問先を記している。

※ 本資料における邦貨換算レートは、1ポンド=154円、1ユーロ=130円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：2022年1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。

(1) 昨今の財政・税制を巡る動向

今回の政府税調の海外出張では、調査国において、コロナ禍において又はコロナ禍を経て財政・税制上にどのような課題があると認識され、どのような対応が採られてきたのか聴取した。中でも税制については、昨今の経済社会情勢を踏まえて全般としてその在り方につき問題意識を有しているかという観点も含めて聴取を行った。調査内容を要約すれば、以下のとおりである。

【英国】

<英国における最近の財政・税制を巡る動向の概要>

■ 2021年財政法（2021年6月10日成立）

コロナの影響により悪化した財政を立て直すため、2023年4月から、法人税の標準税率を19%→25%に引上げ（収益25万ポンド（3,850万円）超の企業が対象）。

※ 収益5万ポンド（770万円）超25万ポンド（3,850万円）以下の企業は計算式に基づき、税率が25%から逡減。収益5万ポンド（770万円）以下の企業は19%で据置き。

■ 医療・介護制度改革計画（2021年9月7日公表）

- ・ 2022年4月から、コロナの中で先延ばしになっていた医療行為の実施や、医療・介護サービスの利便性向上等の財源として、給与収入（労働者・使用者双方）及び利益（自営業者）に対する1.25%の医療・介護負担金を導入。

※ 2022年度は国民保険料を1.25%引き上げることで対応し、2023年度から1.25%の医療・介護負担金が導入され、国民保険料は通常に戻る。

- ・ また、配当所得課税について、2022年4月から一律1.25%の税率引上げ。

※ 引上げ後の税率は、8.75%・33.75%・39.35%の超過累進課税。

■ 予算責任憲章2021（2021年10月27日公表）

- ・ スナク財務大臣（当時）は「次の危機が来た時に対応する財政余力を持つておくために、財政を強化する必要がある」と演説し、公的部門を対象とする新たな財政健全化目標を公表。

① 経常的収支を2024年度までに均衡

② 純投資対GDP比を2026年度まで平均3%以内に抑制

③ 純債務残高対GDP比を2024年度までに減少

■ 付加価値税率の一時的な引下げの終了（2022年4月1日）

- ・ 2020年7月に、外食、ホテル及び映画館等の一部の品目について、適用する付加価値税率を、標準税率20%から一時的に5%へと引き下げたが、2021年10月から当該品目の税率を12.5%に引き上げ、2022年4月には標準税率20%に戻した。

<税財政>

- コロナ禍によって、国家の債務はGDPの1割以上増え、1960年以降最高となりGDP比104%まで上昇した（2021年3月時点）。その結果、金利などにも影響を与え、利払いが830億ポンド（12兆7,820億円）にも上った。これに対応し、公的財政を安定させて持続可能にするために、財政的なルールをもって対処することを考えている。歳出については、2020年にコロナ禍に対応するため、枠組みを超えた歳出を執行したが、2021年にルールに沿った支出になるように戻したため、時期的には他の国よりも早く財政ルールを回復することができた。2021年10月には新たな予算責任憲章を設定し、債務残高を減少させ、予算において収入・支出の均衡を取るべく進めている。政策としては、コロナ対応に関する柔軟性を残しながら、積極的な投資を通じて、経済を成長させようとしている。投資を進める一方で、債務残高をコントロールするため、現在の公

的部門の純投資を対 GDP 比で（平均して）3%以内に抑制するという事となる。【財務省】

- 債務残高を減らすための税制面での取り組みでは、医療・介護負担金の導入、法人税率の引上げ、エネルギー企業に対する課税（6月に導入された Windfall Tax）を進めている。予算責任庁の試算によれば、1970 年以来高水準での公的投資を維持しながら、債務を減らし、均衡のとれた予算を維持することが可能である。【財務省】

<格差と所得税>

- 国民の意見のコロナ禍での変化について調査が行われている。外部の世論調査によれば、国民は一般的な所得税そのものを上げるのではなく、不動産やキャピタルゲインに係る税率の引上げの方を嗜好している。このような意見はコロナのパンデミック前後でも大きな変化はない。世代間の公平に関する議論は、地域間による意見の差異より、年齢・社会経済的な背景の方が大きいことが明らかになっている。【財務省】
- 英国において、労働による所得は、earned income（勤労所得）としてとらえられる一方、金融所得は受動的な所得ととらえられており、受動的所得である金融所得への税率は高くあるべきだと考えられているが、投資意欲とのバランスが重要になってくる。調査によれば、英国では何にどのような税率がかかっているかということよりも、どれぐらいの所得に対してどれぐらいの税率がかかっているか、最も裕福な階層に対して適切な課税が行われているか、への関心の方が高い。【財務省】
- 英国においては、金融所得に対する課税は、勤労所得に対する課税よりも低く設定されている。そのほかにも例えば、配当控除や ISA、貯蓄に対する Personal Saving Allowance（控除）といった税制上のインセンティブは存在。キャピタルゲインの税率は、所得金額に応じて 10%、20% が課される。このように他の所得と比べて税率や控除制度が異なる理由としては投資促進や少額の金融資産の申告コストへの配慮等が存在。【財務省】
- このような制度上の差異が存在していても、所得税率のブラケットなどにより、税の累進性は確保されていると考えている。所得額の上位 1%が納付税額全体の 28%を占めている一方で、所得額の下位半分では、納付税額全体の 9%しか払っていない。【財務省】
- 英国において配当所得課税の引上げを行った背景としては、給与所得者の医療・介護負担金による負担増と配当のような他の所得における負担のバランスを取るためのものである。配当所得に対して税率を引き上げることで、労働者が会社から給与の形ではなく配当の形で所得を得るインセンティブを増加させすぎないようにするという根拠があった。【財務省】

<法人税>

- 現在の英国の法人税率は 19%であり、G20 の中でも最低水準。増税したとしても国際競争力は保たれることから、コロナ対応により財政が大きく棄損されていることを踏まえ、法人税率を 25%まで引き上げることとした。2021 年の春季財政演説で発表され、2023 年の 4 月より実際に税率を引き上げる。この際、収益が 5 万ポンド（770 万円）超 25 万ポンド（3,850 万円）以下の企業では税率が 25%から逡減する（Marginal Relief 制度）が、収益が 5 万ポンド（770 万円）以下の企業の法人税率は従前通り 19%に維持される。最終的に 25%が課される企業は全体の 10%であり、70%は影響を受けない（2026 年までに 655 億ポンド（100 兆円）増収が見込まれる）。【財務省】
- 同時に Super deduction を発表し、機械などの設備投資に対する大規模な税額控除を実施した。コロナからの回復の中で企業による投資を促すとともに、中期的な企業の成長を促す目的がある。【財務省】

【フランス】

<フランスにおける最近の財政・税制を巡る動向の概要>

■ 「財政の将来に関する委員会」による報告書（2021年3月18日公表）

- ・ 2020年12月にカステックス首相（当時）が「財政の将来に関する委員会」を設置。同委員会による報告書の概要は以下のとおり。
 - －財政の持続可能性は、長期にわたり、歳出増を歳入増よりも抑えることに立脚すべき
 - －コロナの支援措置は時限的なものとし、最も影響を受けた分野に集中すべき

■ 安定化プログラム 2021（2021年4月14日公表）

- ・ 2027年までに債務残高対GDP比を安定化させ、その後削減させる
- ・ 2022～2027年に、毎年の歳出の増加率を0.7%に抑制する

■ 2022年予算（2021年9月22日閣議決定、12月30日公布）

- ・ 危機に起因する債務を明確にし、償還を行っていくため、2022年予算法において、一般会計のコロナによる財政赤字拡大分に相当する債務（1,650億ユーロ：21兆4,500億円）を区分し、「公債公庫」を通じて2042年までに償還することを発表。

■ 大統領選挙（2022年4月10日、4月24日）、第二期マクロン政権始動

- ・ 4月24日に行われた第二回投票の結果、現職のマクロン大統領が再選。
- ・ 財政健全目標は、「2026年から債務残高対GDP比を低下させ、2027年に財政赤字対GDP比を3%以下にする」と主張。
- ・ ボルヌ新首相は7月6日に行われた所信表明演説で、「増税は行わない」と発言。

<所得課税（社会保障関連諸税、金融所得課税）>

- フランスの一般社会税（CSG）は1990年に導入された社会保障のために使われる目的税である。当初は給与のみをベースとして課税されていたが、課税ベースが拡大され、現在では金利等にも課税されている。税率は当初は低かったがどんどん引き上げられている。フランスは労働賃金が高すぎる国であり、失業率も高いということで、政府としても、賃金のみを手を付けるという形ではなく、CSGの税率引き上げも行っている。【税制局】
- フランスの社会保障債務返済拠出金（CRDS）は、CSG導入の数年後に導入された。対象となる所得はCSGの場合と同じ。違いとしては、社会保障債務償還のみに使われるという目的がある。本制度の期限は、当初は20年ぐらいの期間かといわれたが、償還も先延ばしになっているという事情がある。また、コロナ禍で歳出が増えたこともあり、CRDSへのニーズが高まったという事情もあり、結局償還期限が15年から20年くらい延びている。【税制局】
- 金融所得課税については、様々な議論がある。フランスでは、賃金と不動産から得られる収入などは累進課税だが、金融所得課税は2018年からは比例税率の30%となり、12.8%が所得税分で17.2%が社会保障関連諸税となっている。【税制局】
- 金融所得に関して分離課税が適用され高所得者の税負担が軽くなったことについては、当時野党から批判も出たが、EU平均値に近くあるべしという考え方があり、現在はそこまで批判は多くない。金融所得の税負担を軽減したことについては、投資家を隣国に逃がさず、富裕層のお金が不動産ばかりではなく企業の投資にお金が回るようにしてほしいと考えたことも影響している。【税制局】

<法人税>

- 法人税も税率がEU平均をかなり上回っていた時代もあったが（2015年：EU平均22.7%、フランス33.3%）、2022年に25%とEU平均に近づけた。【税制局】

<付加価値税（EU 指令の改正）>

- 本年4月6日、EU 指令の改正により、軽減税率の対象範囲の拡大・下限税率の引下げが行われ、ゼロ税率が許容された。他方、各国にとって付加価値税は基幹的な収入となっており、ゼロ税率の適用については各国も慎重な立場と思料される。【税制局】
- フランス政府としても、付加価値税率の引下げについては、必ずしも再分配が可能となるものでもなく、効率的でないこと、付加価値税率を引き下げても企業がそれを価格に反映するか不明であること、歳出が膨らんでいる中、税率引下げによる国側のコストも問題となることから、物価高騰対策を含め、現時点で考えている訳ではない。【税制局】

【ドイツ】

<ドイツにおける最近の財政・税制を巡る動向の概要>

■ メルケル政権下におけるコロナ対応（2020～2021年）

- ・ コロナ対応のため、7年ぶりに新規公債を発行したが、同時に、連邦基本法のルールに基づき、2020年、2021年の一定水準を超える債務について、2042年までの償還計画を議決。
- ・ 2020年7月に付加価値税率を一時的に引き下げた（標準税率：19%→16%、軽減税率：7%→5%）が、2021年1月に元の税率に戻した。

■ ショルツ政権発足（2021年12月8日）

- ・ メルケル政権下で2018年より財務大臣を務めた社会民主党（SPD）のショルツ氏が首相に就任。新たな財務大臣には自由民主党（FDP）のリントナー党首が就任。

■ 2022年予算案、2026年までの財政計画（2022年3月16日公表）

- ・ 2023年からは、財政収支を均衡させる原則を再び遵守する予定。
- ・ 2020～2022年の一定水準を超える債務（2020年：696億ユーロ（9兆円）、2021年：1,925億ユーロ（25兆円）、2022年：806億ユーロ（10兆円））について、「次世代のEU」資金に係るEU共同債の償還期間と合わせる形で、2028～2058年までの新たな償還計画を公表。
- ・ 国防強化のために特別基金を設置。1,000億ユーロ（13兆円）を上限とする起債が可能（1回限り。既存の債務ブレーキの適用対象外）だが、当該債務の償還方法を法律で定める予定。基金の使途については、毎年議会で議決。

<格差>

- 2018年に行った世論調査では、国家は格差の縮小のためにより強力に措置を講じるべきか、という問いに対して「はい」と答えた人が、旧東部ドイツ地域では81%、西部ドイツ地域では73%に上った。社会格差の縮小に対して国家が働きかけるべきという点について国民の間である程度コンセンサスがとれていると考えている。【連邦財務省】

<所得税>

- 各国共通の問題として、金融所得課税が低いことで、給与所得等に対する課税との関係で負担率の公平性が問題になるという問題意識はあるが、制度を変えるといった議論は現在ない。【連邦財務省】

＜法人税＞

- 法人税については、税率が高くなると外国からの投資が減ってしまうという点は懸念されているが、ドイツは法人税については 15%ということでそれ自体はとて低く、営業税の部分と合わせて約 30%になっている。現状これを見直すという方針はない。【連邦財務省】

＜付加価値税（EU 指令の改正）＞

- 本年 4 月 6 日、EU 指令の改正により、軽減税率の対象範囲の拡大・下限税率の引下げが行われたが、連邦財務省としては、5%未満の超軽減税率やゼロ税率については非常に否定的に考えており、物価高騰対策を含め、現時点でこれを拡大することは考えていない。【連邦財務省】

（2）経済社会の変化を踏まえた税制のあり方

日本をはじめとする世界各国では、昨今、デジタル化という経済社会の変化が一層進む中、公的部門と民間部門の両面において、デジタル化に伴う変化が発生している。

①公的部門としては、税務手続や所得把握についてデジタル化による仕組みの効率化、②民間部門としては、シェアリング・エコノミーやギグ・エコノミーの普及・拡大、グローバルな E コマースの一層の進展といった変化が見られている。調査国において、こうした経済社会構造の大きな変化を捉え、税制をどのように発展させてきたのか・させていく予定なのか、について聴取を行った。

1. 所得把握や税務手続の仕組みのデジタル化の進展

わが国では、給与所得に関しては源泉徴収制度及び年末調整制度が採用されており、当該徴収情報は、一部については雇用主から支払調書を通じて国税当局に報告される仕組みとなっている。また、金融所得についても、特定口座利用者分については株式等の譲渡所得も含めて、源泉徴収が行われる仕組みなどが平成 15 年に導入され、納税者の利便性向上が図られている。他方、事業所得については、確定申告を通じた徴収が行われている。また、昨今は医療費控除や生命保険料控除等、マイナポータルを通じた情報連携が図られる仕組みの構築が進んでおり、納税者の利便性の向上に資するシステムが整備されつつある。

この点、調査国において、まずは①いかに効率的に所得情報の把握や税務手続が電子的に行われているのか、そして、②いかに税務上得られた情報を他の目的に活用しているのか、について各国の考え方について聴取した。調査内容を要約すれば、以下のとおりである。

【英国】

＜所得把握の現状の概要＞

- ・ 税務手続コストの削減と税務情報の適時・適正な把握のため、税務に関わるほぼ全ての情報のやり取りを電子化する取組み「Making Tax Digital」が推進されている。
- ・ 課税方法については、給与所得者等に対する源泉徴収・年末調整の仕組みである PAYE (Pay As You Earn) が存在。PAYE の仕組みで給与等については源泉徴収を行うが、一定額までの利子・配当所得についても給与から源泉徴収を行いつつ、金融所得も含めた全ての所得を合算して課税。他方、キャピタルゲインや一定額以上の利子・配当所得がある場合は、税額の確定・精算には確定申告が必要。
- ・ PAYE については、電子化の進展を踏まえ、毎月の給与支払ごとに支払税額の調整を行う「Real Time Information (RTI)」化を進めており、納税者利便の向上を図ると同時に、財務会計の透明化及びその適時・適正な把握を進めている。

- ・ 事業所得については、個人事業主や法人については、一定所得を超える場合には、2024年4月以降、四半期に一度歳入関税庁に電子的に財務会計情報等を報告することとされている。

<税務情報の他の目的での活用>

- ・ コロナ禍では、① 個人事業主への助成金 (Self-Employment Income Support Scheme (SEISS)) 及び② 雇用維持のための助成金 (Job Retention Scheme (JRS)) の給付を実施。しかしどちらもプッシュ型給付は行わなかった。
 - ※ ① 個人事業主を支援するため、平時の事業利益の80%の3ヶ月分(上限7,500ポンド(116万円))を給付。② 雇用を維持するため、休業・時短勤務の従業員の平時給与の80%(上限1人当たり月2,500ポンド(39万円))を雇用主に給付。
- ・ 一般的な社会保障の給付措置としての Universal Credit については、RTI の情報を活用しているが、厳に必要な情報に限定して共有。歳入関税庁で取得した税務情報を雇用年金省 (Universal Credit の担当省) に共有することについては、もともと国民の理解があった。
- ・ その他、RTI の情報は、統計局などにも共有しているが、匿名性を担保したマクロデータにして共有するなど、限定をかけている。

<PAYE と RTI>

- 歳入関税庁は、コロナ禍を経て、更に柔軟で頑強で迅速に反応できる税のシステムを作らないといけないという考えに至り、リアルタイム性やデジタル化、納税者の使い勝手の良い個人納税口座の進展を更に進めないといけないと考えている。【歳入関税庁】
- もともと PAYE は年1回歳入関税庁に雇用主が給与情報を報告するシステムであったが、Universal Credit という給付制度が最新の所得情報を欲していたため、それが RTI の構築の一つのドライバーとなった。RTI は2012年4月から徐々に開始され、2013年4月には全面施行となった。【歳入関税庁】
- RTI は事業所得をもカバーしている訳ではないので、個人の所得に関する包括的な情報源ではない点に留意が必要。また、雇用主は、従業員が皆一定の閾値以下しか収入が生じていない場合には PAYE に登録する必要がない点にも留意が必要。また、一部の雇用主は RTI を紙で提出することも可能となっている。また、RTI は多くの情報を含むものの、時給情報や労働時間情報、雇用主の年金掛金や、手取収入情報までは得られない点にも留意が必要。【歳入関税庁】

<所得情報の他の目的での利用>

- 歳入関税庁は雇用年金省に対して、Universal Credit の運営のために毎月税務情報の提供を行っている。雇用年金省は全 RTI データを欲しているが、低所得者への給付という Universal Credit の制度設計を鑑みれば、全データの提供には正当な理由がないため、全データの共有は行っていない。RTI との連携により、Universal Credit においては給与収入の入力漏れといった誤りに対応することができた。ただし、RTI によって Universal Credit に必要なすべての所得・資産情報が捕捉されているわけではないため、そういった所得については依然入力ミスなどが存在。【歳入関税庁、雇用年金省】
- そのほか、RTI の情報については、Office for National Statistics (ONS、国家統計局) に対して、統計情報の向上のために情報提供しているが、マイクロデータではなく匿名性を確保したマクロデータを提供するのみである。また、事業所得等については、RTI に含まれていないところ、

Self-assessment data（自己申告データ）をONSに対して提供している。【歳入関税庁】

- また、今回のコロナ禍では、①雇用維持のための助成金（JRS）及び②個人事業主への助成金（SEISS）という二つの給付金の給付が行われた。ただし、RTI や Self-assessment data を用いたプッシュ型の支援は行われなかった。まず、①の JRS については、休業・時短者が対象であるが、RTI では休業であるのか否かという点が把握できない。英国にはゼロ時間契約というものがあり、給料が発生していなくても、雇用関係が順当に続いていることがある。その点は申告がないと歳入関税庁では判断ができない。また、②の SEISS については、昨年の確定申告データを使うかという点が論点だが、歳出が巨額になることや、真に支援を必要としている人に対する支援とすべきこと等の考えから、事業者の今後の事業継続性を確認するべきとの考え等に基づき、あえて申請をさせる仕組みとした。【歳入関税庁】
- 歳入関税庁で取得した税務情報を他の目的で利用することについては、国民の中で理解は従前からあった。【歳入関税庁、雇用年金省】

【フランス】

<所得把握の現状の概要>

- ・ 納税者の行政手続を簡素化する観点から、DSN（給与に関する情報システム）及び PASRAU（年金等に関する情報システム）を構築。
- ・ DSN の情報を基に、2019 年から源泉徴収を開始。
- ・ 給与所得者の利便性向上の観点から、2006 年より、雇用者等から集められた情報（捕捉が困難な一部の項目を除く）を公共財政総局（国税当局）があらかじめ申告書に記入し、税務申告を支援するサービス「記入済み申告書」を導入。（確定申告が必要な世帯の約 1/3 において、ページにアクセスするだけで申告が完了する自動申告が行われている）。
- ・ ただし、事業所得等についてまで記入済み申告書で自動記入されるわけではない。
- ・ 電子申告が義務化されており、義務化が免除されるのは納税者番号をまだ有していない海外からの移住者やインターネット環境がないといった者に極めて限定。

<所得情報の他の目的での活用>

- ・ コロナ禍では、企業、自営業、起業家のための連帯基金の給付を実施。
※ 企業、自営業、起業家等を支援するため、様々な受給要件に応じて給付を行うもの。2021 年 8 月時点では、「継続的に休業措置の対象となっており、20%以上の売上げ減を被っている企業」や「売上高の 50%を失った従業員 50 人未満の企業で、ロックダウンされた地域に 10 日以上存続している企業」等の要件が存在。
- ・ 上記給付金については、プッシュ型給付は行われなかった。

<DSN>

- DSN は、民間企業・公的機関・公共財政総局、社会保障機関をつなぐネットワークシステムであり、民間企業による給与支払の情報等が共有されている。2006 年にミッションとして立ち上げられたのち、2012 年に成立した法律により DSN が制定され、2013 年の 1 月から参加したい企業から自主的に始めていくという形でスタートした。そして 2016 年には企業全体に対して義務化された。2019 年 1 月からは DSN をベースとして源泉徴収も開始され、2020 年から 2022 年にかけて公務員への DSN 使用の義務化も行われている。【連帯保健省、公共財政総局】
- DSN は連帯保健省により管轄されているものであるが、DSN の創設に当たって心掛けた点は、3 つ。ビッグバン的ではなく徐々に進めること、様々な機関等が関わる話なので基準化を行うこと、各行

政間のやりとりが安全に行われるように担保することである。【連帯保健省】

- また、DSN プロジェクトにおいては、企業にとっての手續の簡素化という大目的は原則として崩さないという姿勢をとっている。他の目的のためにシステムを改良すると、元々の目的が損なわれるような事態も考えられるからである。【連帯保健省】
- DSN によってどのように企業の実務が簡素化されたかという、それまでそれぞれの社会保障機関の求めに応じて、それぞれのタイミング（毎月、四半期に一回、等）で給与等の情報を入力し社会保障関係の申請を行わなければならなかったところ、DSN が導入されると、月に一本の情報を DSN システムに送れば、後は自動的に各機関に合った情報に調整がされて情報が共有される形となり、企業にとっての簡素化が図られた。結果的に 45 ヶ所宛の手續が DSN で手續が済むようになった。【連帯保健省、公共財政総局】
- DSN では、情報共有先の機関が必要とする関連部分の情報のみ共有される仕組みとなっている。統計機関にも情報は共有されているが、匿名化されたうえで共有されている。【連帯保健省】
- 源泉徴収には DSN の情報が使われているが、DSN の情報が税務当局に行き、税務当局が決めたその人の源泉徴収の徴収率、パーセンテージがソフトによって計算されて、それがまた企業の方に行くという形になっている。源泉徴収率は前課税年度の情報に基づいて決定されているが、収入が前課税年度に比べて下がった場合など、申請により新しい徴収率を適用することも可能。【連帯保健省、カデラス・マルタン公認会計士事務所・監査法人】
- DSN のような電子化については、企業の側でデジタル化についていけないとの批判は特段なかった。元々フランスでは会計士が企業の税務等を代行する習慣になっているので、会計士の側に働きかけたり、小規模企業向けの簡易な提出フォーマットを設けたりした。【連帯保健省】

<PASRAU>

- PASRAU は、公共財政総局と社会保障機関等の代替所得支給機関をつなぐネットワークシステムで、年金給付の情報や社会保障給付機関による社会保障給付の情報等が共有されている。給与のみならず年金等の代替収入を把握するシステムが欲しいという税務当局の要請を受けて、既に類似する制度を持っていた連帯保健省において作ったもの。DSN という前例があったため 1 年間でシステムを構築できた。【連帯保健省】

<記入済み申告書>

- 申告書への自動記入は、2006 年から始まったが、給与、年金など、徐々に項目が増えてきている。目標としては、納税者がクリックするだけで終わるようなものを目指している。【公共財政総局】
- 金融所得について言えば、利子や配当は、金融機関から税務当局に情報が来るので、事前記入情報となっている。一方、株の売却益については、金融機関は、株をいくらで売却したかまでは分かるが、購入したときとの差額という形でのキャピタルゲインがいくらかということは分からないので、事前記入はされない。なお、2、3 年前くらいから、事前記入されたもので問題ない場合には、電子的なサインを行う必要もなくなった（ページにアクセスするだけで承認されたこととなる。）。こうした自動申告の対象は、現在約 1200 万世帯（総世帯の約 1/3）となっている。【公共財政総局】
- 個人事業主については、あくまでも自分が事前に申告した金額が入力されている形であり、報酬等を税務当局が全て把握して、勝手に入力されているというわけではない。【カデラス・マルタン公認会計士事務所・監査法人】
- 銀行を通じて金融収入を得ているような者は、銀行から税務当局へ情報が伝わっている。その際、銀行では分離課税として、30%の源泉徴収を行っている。この 30%には 2 つの税が含まれて、12.8%

は所得税、17.2%は社会保障関連諸税である。金融収入に関して納税者は、30%の分離課税とするか、比例税率（40%の控除付き）とするかの選択が出来るが、確定申告の記入済み申告書においては、銀行はすでに30%の源泉徴収をしているので、分離課税がベースとなって記入がされているが、比例税率によると税金が安くなるという場合には、そちらを選択して申告すれば、源泉徴収された税金が一部返ってくる。【カデラス・マルタン公認会計士事務所・監査法人】

＜所得情報の他の目的での利用＞

- コロナ禍では、公共財政総局が主となって企業、自営業、起業家のための連帯基金の給付を行った。当局は、納税企業の従業員数や売上高などを把握しているので、税の徴収で得たデータとマッチングして審査を行った。ただし、受給資格がある業種であるかなどの判定は、手持ちのデータだけでは不足するものもあったので、手作業でチェックする部分もあった。【公共財政総局】
- 2ヶ月に1回くらい受給要件などを変更した。これは、コロナの対策の態様が時とともに変化したため、それに合わせて給付金の受給要件も変化させる必要があったものである。【公共財政総局】
- 支給先の口座としては、税の徴収の際には把握していた口座を活用した。申請の際に、支援金を振り込むために指摘してきた口座がその企業のものであるのかということが確認できるため、不正受給もチェックがしやすかった。さらに、企業については、当局と申請者（納税者）のメッセージのやりとりも、常に電子的に申告する際のアカウトを通して行った。コロナ中なので、対面・紙でのやりとりをすることは出来ないし、税務署にも人は出勤していないので、適切な方法であった。【公共財政総局】
- 行政間のデータの共有についてはEUのルール等に則って行っている。【連帯保健省】

＜今後の方針＞

- 2019年からは、DSNとPASRAUの情報を使うことで、総合的な収入を把握し、給付などにあたってこちらから該当者に働きかけるなど活かさないかと言う話がでている。フランスでは給付制度があっても半分くらいの人しか使っていないかたりするので、その点に問題意識がある。【連帯保健省】
- DSNやPASRAUの範囲の拡大（金融所得の把握等のための活用）は考えていない。また、コロナ禍の給付のためにDSNやPASRAUの仕組みをアレンジしてプッシュ型給付のために使うといったことも考えなかった。各制度の本来の目的である企業の事務の簡素化から逸れる恐れがあるためである。【連帯保健省】

＜電子申告＞

- フランスでは電子申告が義務化されている。ただし、一部の例外の場合は紙での提出が可能である。具体的には、当該高齢者の家にインターネット回線が無い場合などである。一方で、例えば、インターネット回線はあるのに、インターネットで申告しないという場合には、罰金を受ける場合もある。【カデラス・マルタン公認会計士事務所・監査法人】
- なお、ペーパーレスの例外として、例えば、日本からフランスに赴任してきたばかりということで、まだ納税者番号が無いというケースがあげられる。この場合には、申告書を紙で税務当局に提出することとなる。【カデラス・マルタン公認会計士事務所・監査法人】

＜記帳の電子化＞

- 経理のためのソフトウェアは事務を簡素化する方向で進化している。例えば、OCR（文字認識ソフト）で請求書をスキャンすれば、機械が自動で情報を読み込み、数値を計上するか否かの確認まで

行ってくれる。【カデラス・マルタン公認会計士事務所・監査法人】

- 2年くらい前には、レストランやお店のレジで使うソフトウェアについて、税務当局が認定したソフトのみを使用するように義務化するということがあった。これは、税の回避を防ぐ役割を果たしていたものと思われる。【カデラス・マルタン公認会計士事務所・監査法人】
- これから税務当局がやろうとしている大きなプロジェクトは、インボイスを電子化することである。現在、公的機関には既に電子インボイスが導入されている。将来的には、あらゆる民間企業にも適用されると思われる。【カデラス・マルタン公認会計士事務所・監査法人】
- 現在、税に関する様々な情報がデジタル化されて情報連携されている。付加価値税も法人税もそうになっている。還付金を受ける場合の手続きも電子化されている。【カデラス・マルタン公認会計士事務所・監査法人】
- しかしながら、デジタル化が進みソフトが進化しても、小さい企業や商店において経理事務に対するやる気が無ければ変わらない。ソフトを導入しても、自動的に算出された情報を商店の人が理解していないという状況は、今後も残る。【カデラス・マルタン公認会計士事務所・監査法人】
- 納税・申告については、例えば、町の役場で公認会計士協会等がボランティアでサポートすることがある。ただ、今まで会計士にお願いしていた分野について、ソフトウェアにとって変わられるという部分はある。よって、会計事務所としては、客の相談に関する部分を進化させていくことが、存在感を維持するために必要。【カデラス・マルタン公認会計士事務所・監査法人】

<税務調査とデジタル化>

- 10年くらい前に、納税者たる企業と税務当局とで納税者データを交換するシステムが出来た。これは税務検査をするためである。FEC というシステムであり、日々、企業が何を購入したかを税務当局がチェックする仕組みである。【カデラス・マルタン公認会計士事務所・監査法人】
 - また、いわゆる「税の遵守検査」というものが導入された。各企業は、法人税の申告の際に、この遵守検査をするかしないかをチェックする欄があり、「する」の欄にチェックを入れた場合、当該企業の会計士は、6ヶ月以内に税務当局に対して、求められているポイント※についての書類を提出しないとイケない、という制度である。【カデラス・マルタン公認会計士事務所・監査法人】
- ※ ①FEC のファイルを正確に作らないとイケないということ、②ファイルのクオリティを維持すること、③選択した税スキームの申告（付加価値税の支払い方法等）、④レジのソフトの認証証明の提出、⑤付加価値税の差引き控除、⑥減価償却、⑦引当金、⑧支払わなければならない経費、⑨通常以外の経費、⑩書類の保管方法。
- この書類を提出して、証明書を取得すれば、企業にとっては今後の税務検査の回数が減るというメリットがある。すなわち、経理が適切に処理されているという担保とみなされるのである。この「税の遵守検査」は、まだ義務化されていないが、いずれ遵守することが義務となると考えられる。【カデラス・マルタン公認会計士事務所・監査法人】

【ドイツ】

<所得把握の現状の概要>

- ・ 給与所得者の利便向上のために、2013年に「賃金税源泉徴収データオンライン照会システム (ELStAM)」を導入し、納税者の家族情報・課税クラス等の情報を蓄積。雇用主はこれらの情報をもとに源泉徴収税額を算出するため、源泉徴収・年末調整の段階では、雇用主と従業員の間での書類のやりとりは不要となる。
- ・ 確定申告を行う納税者の利便性向上のため、1999年に電子申告ポータルサイト

「ELSTER」を導入。

- ・ 企業に経済識別番号を付与し、税務情報のみならずその他の企業に関する情報も当該番号に紐づける取組みが進められているが、期限のある取組みではない。
- ・ デジタル化の進展度合いには課題があるとの認識。プライバシーや個人情報への配慮、税務署で受け取った情報の管理は固く守るとの観点から、所得把握に一定の難しさがあるとの認識。

<所得情報の他の目的での活用>

- ・ コロナ禍では、自営業者等に対する助成金の給付を実施。
 - ※ 州政府が実施主体（財源手当てとガイドライン作成は連邦政府が担当）となっており、自営業者等を支援するため、固定費を3ヶ月で最大9,000ユーロ（117万円）（自営業者等）・最大15,000ユーロ（195万円）（従業員が10人以下の事業者）を給付。
- ・ 給付と税務情報を紐づけるのは個人情報保護等の観点からもハードルが高い。

- ドイツでは、ELSTERという電子申告の仕組みが存在。【連邦財務省】
- ドイツでは、コロナ禍では Corona - Soforthilfe という給付が行われた（連邦経済省の管轄）。これはコロナ助成金に限った話ではないが、基本的に税務情報を他の省庁と共有するという事は認められないことから、今回も共有はなかった。【連邦財務省】
- ドイツにおける税務情報と社会保障情報の連携として、ELENAというプロジェクトがあったが、結実しなかった（2011年7月に中止発表）。最近の検討にあたっては、個人情報の管理については議題となっているが、あくまで口座番号と個人の税務番号をアイデンティフィケーションとして紐づけると言う話であって、所得情報まで紐づけるという話ではない。それはやはり、税務署が受け取った情報は固く守るとするのがドイツとしてのポリシーとしてあるためである。【連邦財務省】
- 事業者版の税務番号として、すべての事業者に対して経済識別番号というものを発行して、それによって乱立していたIDなどを統一するという取組みが進められている。もちろん企業の税務情報も入ってくるが、さらに上位の概念として、企業に関するデータも入ってくる。ただし、本取組みについては完成期限が設定されているわけではない。【連邦財務省】
- 連邦政府全体としてはデジタル化を推し進めている。ただし、遅れているという認識もある。【連邦財務省】

2. シェアリング・エコノミー、ギグ・エコノミーの進展、グローバル化の進展を踏まえた税制

わが国では、昨今、デジタル化、そしてデジタル化に伴う国境を越えたオンライン消費の更なる拡大といったグローバル化が一層進展しつつある。特に、シェアリング・エコノミーやギグ・エコノミーの進展が顕著である。調査国においても、こうした経済社会の構造変化を捉えているのか、捉えている場合、経済社会の構造変化を踏まえた税制上の対応についてどのように考えるか聴取した。調査内容を要約すれば、以下のとおりである。

① プラットフォーム事業者を通じた所得把握

<プラットフォーム事業者を通じた所得把握>

- ・ ギグ・エコノミーの発達により、雇用契約に基づく従来の労働関係から、一般的に第三者による報告の対象とならない独立ベースの個人によるサービス提供へのシフトが発

生。

- ・ シェアリング・エコノミー、ギグ・エコノミーの市場拡大は、取引及び関連する支払の電子形式での記録につながるため、税務当局と納税者の双方にとって、透明性の向上とコンプライアンスの負担軽減が図りやすくなる可能性。
- ・ そこで、OECD において、国ごとに異なる報告要件が設定されることを避け、報告された情報についての関係国・地域による自動的情報交換を促進するため、プラットフォーム売主が実現した取引及び所得に係る情報を、統一的な基準により収集するためのモデル報告ルールについての議論が行われ、モデルルール等が策定された。

＜対象プラットフォーム事業者＞

- モデルルール（2020年7月公表）：不動産賃貸の仲介、個人サービスの仲介
 - 拡張モジュール（2021年6月公表）：商品の販売の仲介、移動手手段の賃貸サービスの仲介
 - ・ フランスにおいては、プラットフォーム事業者が、商品の販売、サービスの提供、商品又はサービスの交換又は共有のために、電子的手段により人と遠隔で接続する場合、それらを通じて取引を行う各ユーザーが行った取引の回数、総額、課せられる税金および社会的義務に関する情報等を各ユーザーと税務当局に報告することが、2019年より義務付けられている（最初に法定化されたのは2016年）。
- ※ OECD のモデルルール等よりもプラットフォーム事業者の定義は広い。

【英国】

- コロナ禍によって構造的な変化が進化したものとして、オンライン消費、Eコマースの拡大が挙げられる。関連業界の売上げは著しく増加。現在はコロナのピークのころからは減少しているが、コロナ前と比較すれば依然高水準にある。経済的影響には様々な意見があるが、生産性についてはポジティブな影響があるという意見もある。【財務省】
- デジタルエコノミーの透明性確保に向けては調査を行っている。暗号資産や e-money に関する報告の取組みについては、OECD のモデルルール等も踏まえ、すでにパブリックコンサルテーションを行った（新しい規制は2024年から行われる予定）。英国では非常に著名な企業が拠点を持っているところ、影響があることは明らかである。我々英国は DAC7 や OECD の枠組みが適正に作られていくことが重要だと考えているが、二重報告などの懸念が解消され、国際的に調和のとれた形で枠組みが機能することが重要である。欧州委員会や OECD と連携を取っていきたい。【財務省】

【フランス】

- フランスや他の OECD 諸国も同じであるが、プラットフォームという新しいタイプの経済モデルに対応しなければならないという事情がある。プラットフォームを使っている人たちがどのような収入をどれくらい得ているかについて把握することができていなかった。そこで、仲介となるプラットフォームに申告義務を2019年から課すこととした。申告対象となるプラットフォームについては、プラットフォームを介して、売り手と買い手がいることが条件であり、業種は問わず、全ての業種が対象である。もちろん、プラットフォーム自体が取引を把握していることが条件である。【税制局、公共財政総局】
- 国内の義務に当たっては、当然ながら、プラットフォーム事業者の代表ともやりとりした。その結果、申告範囲の限度を設けた。具体的には、当該プラットフォームでの取引が20回以上であり、かつ、売上げが3,000ユーロ（39万円）の人については情報を提出しなければならない、という妥協点を見いだした。【公共財政総局】
- フランスは EU よりいち早くこうした取組みに行動を移したが、各国共通の話題なので EU レベル

での調和を図ってその後は EU と一緒に動いているところ。DAC7の範囲とは違うが、どっちが良く、どっちが悪いと言うことは無いと思う。視点が違うといったところと考えている。【税制局、公共財政総局】

【ドイツ】

- ギグワーカーについては、いわゆる正規雇用の人であっても、自営業者であっても、どちらも累進課税が適用される。今ちょうど DAC7に取り組んでいるが、ヨーロッパ全体で国境を越えたプラットフォームがあって、ギグワーカーが非常に増えてきているため、これは EU レベルでちゃんと捕捉していかなければならないと、そういう議論になっている。国内のプラットフォームについては、2020年のEUの定義に従ってカウントすると、ドイツは120~400ぐらいあるだろうと思われる。ただ、定義によってブレがある。【連邦財務省】

② 暗号資産等に係る所得把握及び暗号資産への課税

【フランス】

- 今の時点では、暗号資産向けの所得把握方法は無い。EU 指令レベルで何か出来ないか、という情報交換は行っている。【公共財政総局】
- 暗号資産から別の暗号資産に替えるといった暗号資産同士の交換については所得とはカウントされない。暗号資産から現金などの通貨に替えた場合に所得とみなす。現金化した場合の情報の把握についても、いずれ EU 指令レベルで議論すると思う。なお、暗号資産に係る所得については記入済み申告書にも事前記入は当然されない。暗号資産を現金化した際には、申告書にキャピタルゲインとして申告する義務がある。申告しなかった場合には、税務検査の結果、不申告が判明すれば追徴を行う。【公共財政総局】
- 外国に暗号資産の口座を持っている場合は、その口座を申告する義務がある。納税者が外国に口座を作った場合には、国際的な情報交換で確認が出来る。当局が外国口座を情報交換によって把握した場合には、申告のための個人のアカウントに、「海外の口座があるので申告してください」というアラートが出る。【公共財政総局】

【ドイツ】

- 暗号資産については、取引情報について税務当局が把握するための法律は無い。そのため、当事者が自己申告することにより把握する、という仕組みである。【EY 会計事務所】
- 暗号資産は私的動産扱いとして、1年超保有の場合は課税されないこととなっている。ドイツでは、プライベートな領域は守られるという概念があるが、私的動産として整理されている暗号資産を購入して1年以内に売却すれば、プライベートでは無い業者的な行為である、という整理で課税される。しかし、今この議論は世界中の国々でまだ始まったばかりであり、EU もそのうちこのテーマを取り上げるだろうと思うところ、そうした動向も含め、注視している。【連邦財務省、EY 会計事務所】

③ その他ギグワークに関する諸課題

【英国】

- ギグワーカーが被用者か自営業者かで取扱いは変わる。これは、英国では大きな問題。時にその境界の判断は難しく、納税者と税務当局の間の争いを減らすためにも、もっと明確な基準が導入され

ることが好ましい。被用者か自営業者かで、仕事の発注主側の経費（社会保障費など）が変わるため、この領域については関心と圧力が高かった。【租税簡素化室】

- 英国の不動産控除（Property Allowance）と事業所得控除（Trading Allowance）は2017年に導入されたが、これは収入が非常に少ないギグワーカーが、収入を報告する必要がないように導入されたものである（控除額が1,000ポンド（15万4,000円）に設定されている）。また、経費が非常に少ない場合は、計上する必要がない（例えば5,000ポンド（77万円）の収入がある場合、経費を記録する必要はない）。そして、それは行政側の負担軽減になる。ただし、不動産業界では、1,000ポンド（15万4,000円）以下の不動産賃貸はそれほど多くないので、あまり意味がないが、スポーツ大会期間中、2週間だけ自宅の一部を貸し出すというような場合には、有効である。ウィンブルドン・テニス・トーナメントもその一つで、少額の収入であれば報告する必要はないが、1年以上にわたって賃貸する場合は、適用されない。【租税簡素化室】

【フランス】

- ギグワーカーといっても、学生アルバイトのような人もいれば、普段はサラリーマンとして働いているが生活費の足しにするためにカーシェアをしたり家をAirbnbに貸したりしている人もいる。こうした補足収入を得る人に対して控除を認めるべきかという議論はあったが、公平性の観点からそれは認められないだろうということになった。【税制局】
- 事業所得者となるギグワーカーについては、年間売上額が一定以下※の場合、「小規模個人事業主」として、月1回売上げを専用サイトに登録することで、課税収入が自動計算される仕組みがある。こうした「小規模個人事業主」は、経費に係る領収書を保存しておく必要がなく、実額経費を引くかわりに、一定金額の控除が認められる。普通の個人事業主と同様の申告を選択することも出来るが、フランスは特に記帳・申告が複雑であり、会計士等のプロに頼むのが一般的であるため、負担は増える。【カデラス・マルタン公認会計士事務所・監査法人】

※ 一定の売上額については、サービス業か、物を売買する業態かによって額が変わってくる。サービス業の場合には、年間の売り上げ上限は7万2,600ユーロ（944万円）であり、物の売買の場合は年間17万6,200ユーロ（2,291万円）である。

④ デジタルプラットフォーム運営事業者に対する付加価値税の納税義務

- ・ デジタルプラットフォームを介した役務提供は、サプライチェーンの構造が複雑で国境を跨ぐ場合もあるため、いつ最終消費者に役務が提供されたのか、誰がその役務提供の付加価値税を支払う義務を負っているのかなどを把握するのが困難であった。
- ・ こうした状況を踏まえ、2015年からEU域内における消費者向け（BtoC）取引の電子的手段による役務提供の課税地を仕向地主義に変更すると同時に、適正な課税を図る観点から、デジタルプラットフォーム運営事業者を最終消費者への役務提供者とみなし、納税義務を課す制度を導入した。
 - ※ デジタルプラットフォーム等を介して電子的役務が提供される場合には、デジタルプラットフォーム運営事業者は自らの名義を用いてサプライヤーの計算により活動しているとみなされ、付加価値税の申告納税義務が課される。

【フランス】

- デジタルプラットフォームを介した取引については、デジタルプラットフォーム運営事業者に納税義務を課すことで、当局にとっても取引内容等を把握しやすくなった。【税制局】

【ドイツ】

- 「デジタルプラットフォーム」の法令上の定義に関しては、いわゆるマーケットプレイスだけではなくて、サービスや物品含め、デジタルインターフェースを通じた取引という形で広く定義をしている。そのため、各デジタルプラットフォーム運営事業者に自分たちはその定義に入るということを理解してもらう必要があり、当局としても啓蒙活動を行っている。特段対象事業者リストを作って該当性を当局が示しているわけではない。【連邦財務省】
- 課税の方式として、OECD では、デジタルプラットフォーム運営事業者が納税義務を負うという考え方と、デジタルプラットフォーム運営事業者は売り手の代理人であるとする考え方などが提示されていたが、ドイツはEUに加盟しているところ、EUが前者を採用したため、そのルールに従ったもの（英国、フランスも同様）。【連邦財務省】
- デジタルプラットフォーム運営事業者が納税義務を負う制度の下で、デジタルプラットフォーム運営事業者がどのようにサプライヤーのステータスを把握しているかという点については、サプライヤーがデジタルプラットフォームに免税事業者か否かを登録し、登録せず取引する場合、デジタルプラットフォームから排除される仕組みとなっている。【連邦財務省】

⑤ 非居住者に対する所得課税

- ・ 英国及びドイツはネット課税を基礎に、概ね居住者と同様の累進税率を適用する方式を採用。その上で、複数の勤務先から給与を受け取る場合には、確定申告により調整する仕組みが基本とされている。

※ 我が国では、非居住者が国内で支払いを受ける給与は、グロスで20%の源泉分離課税。基礎控除を始めとした所得控除も適用されない。

【英国】

- 居住者と非居住者では個人所得課税の内容はおよそ同じで累進課税が基本となる。【租税簡素化室】

【ドイツ】

- ドイツでは居住者も非居住者も所得税については同じ累進課税が課されているが、これは、税負担の公平性・平等性の観点からである。徴収が簡単か否かということは重要でなく、公平性を重視している。【連邦財務省】

⑥ BEPS 包摂的枠組み（2本の柱）

- ・ 市場国に物理的拠点（PE：Permanent Establishment）を置かずにビジネスを行う企業が増加する中、現在の国際課税原則では、国内に外国企業の支店等のPEがある場合にのみ、そのPEの事業から生じた所得へ課税できるため、市場国で課税が行えない問題が顕在化。
- ・ また、低い法人税率や優遇税制によって外国企業を誘致する動きが起き、法人税の継続的な引下げにより各国の法人税収基盤が弱体化し、税制面において企業間の公平な競争条件が阻害される状況となっていた。
- ・ OECD/G20の「BEPS包摂的枠組み」（現在は約140か国・地域が参加）において議論が進められ、2021年10月8日、2本の柱による解決策に合意。

【英国】

- 第1の柱については、OECDのBEPS包摂的枠組みの中で多国間条約の締結やモデル法の制定などの取組みを進めている。第2の柱については、英国において、実施にあたっては事前の速やかな情報共有がないと問題が発生するという懸念が企業によって発されているところ、2023年12月31日以降の導入へ向けて、夏に改めてパブリックコンサルテーションを行い、詳細を発表する予定である。【財務省】

【ドイツ】

- 産業界は第1の柱を支持している。理由としては、DST (Digital Services Tax) が乱立するよりは、第1の柱ということで1つになっていた方がいいと経済界も考えているからである。EUではもともとDSTを検討していたところ、第1の柱が出てきたのでこれで代替することとなった。ただ第1の柱について合意ができなかった場合には、DSTというバックアップがあるということである。【連邦財務省】

⑦ 外国投資信託を用いた課税繰延べ

【ドイツ】

- ファンドの中には、配当を行わないファンドもあるところ、配当を行わないことによって、租税回避がされないようにする必要がある。このため、配当は無くても、あったとみなして課税する仕組みがあり、税率としてはドイツ連邦銀行の15年国債の利回りの70%の率で、前年度の評価額に対して課税している。これはどのファンドでも一律の税率であり、それくらいはファンドとして利益を出しているだろう、という考えから設定されている。この税は、配当を出していないファンドだけでなく、配当額が非常に少ないファンドも対象である。【連邦財務省】
- この制度は2018年に導入され、従前は配当を行わないことによる租税の繰延べができたが、改革後は繰延べができないようにするものである。【連邦財務省】
- なお、改革後の現行法では、投資ファンドの所在地が国内にあるか国外にあるかは関係なく、投資ファンドの保有するドイツ国内の資産や不動産に係る収益について、法人税が課税される仕組みとなった（ファンドが稼得する収益への課税）。その上で、ファンドから投資家への配当についても課税されるが、配当を受け取る投資家段階で一定額の所得が控除される。この控除額はファンドの性格によって額が決まっており、例えば個人投資家の場合、株式に関するファンド（51%以上が株式）については30%の控除、ミックスファンド（25%以上が株式）の場合には15%の控除、不動産ファンド（51%以上が不動産）の場合には60%～80%が控除される。所得控除した後に課される税率は、25%（連帯付加税除く）となる。【EY会計事務所】

(以上)